

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長

市町村名 (市町村コード)	木更津市 (12206)
地域名 (地域内農業集落名)	久津間地区 (見沖・高須・谷・這松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農地所有者106名に対しアンケート調査を実施し、72名の方から回答をいただいた。その結果等から、地域農業の現状及び課題として以下の事項が挙げられる。

- ・地区内の専業農家は4名、兼業農家は37名であり、稻作が主体である。また12名が露地野菜、施設野菜の栽培を行っている。
- ・後継者の有無に関して、回答者67名のうち、「いる」が18名、「いない」が35名、「未定」が14名という結果から後継者不足が課題となっていると考えられる。
- ・10年後の展望に関して、回答者81名のうち「後継者へ継承」が11名、「現在の規模を維持」が17名、「規模を縮小して農業を継続」が7名、「貸出・売却し離農する」が30名、「既に農地を全て貸している」が15名だった。
- ・「後継者に継承」と回答した方のうち、後継者の耕作規模の意向として、「現状維持」が5名と「規模縮小」が1名という結果(未回答5名)だった。このことから後継者の方々が規模拡大をする意向は無いため、現状のままでは更なる耕作放棄地の拡大が懸念される。

また、今後、農業を継続するために自身の農地を地域計画に位置付けるか否かについて追加でアンケート調査を行った結果、久津間地区全体の農地約85ha(田:70ha、畑:15ha)のうち、44ha(田:39ha、畑:5ha)を位置付けることとなった。

なお、アンケート調査とは別に以下のような意見も挙げられた。

- ・久津間地区では、農機具を一式保有している農家は10軒程度であるが、その農家も高齢化が進んでいるため、農機具が故障した際には買い替えてまで農業を続けるか不明である。
- ・このような意見から、今後保有している農機具が故障等することでさらに農家数が減少することが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・規模縮小や離農を希望している方が大半を占める中、現在耕作されている農地やその周りの農地を中心に集約・集積を図り、農地の効率化を促進する。
- ・新規就農者や企業参入への農地貸付けに、「可能」又は「条件によっては可能」と回答した方が4割程度おり、地区外も含め、多様な人材を確保することが重要だと考えられる。
- ・地区内で農業を継続する意向のある農業者を育成し農地の集約を図ることも必要だと考えられる。
- ・上記方針をとりまとめる農業者組織が地区内に存在しないため、現在は個々の農家が個別に対応しており地区内の農業者の動向は組織的に把握されていない。効率良く将来の農業の在り方を協議するには地区内の農業者の動向をとりまとめる組織を発足させる必要性を感じる。(地区内の農地の集約が完了すれば解散も可能とする。)
- ・久津間地区は土側溝が多いため、農業を続けていくためには揚(用)水路の整備を計画的に進めていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	後で集計 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	後で集計 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、農業振興区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農振農用地や現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図り、農地の効率化を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を活用し、目標地図に位置付ける者への集約を図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

揚(用)水路の基盤整備が必要と回答した方が多く見られ、揚(用)水路の不良が耕作希望者と耕作依頼者との足かせとなり、農地集約を進めるうえでの課題の一因となっているため、揚(用)水路の整備を優先的に取り組めるよう図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

現在はそれぞれの農家が地域内外から多様な経営体と個別に対応している。県・市、農業委員会や農協などの関係機関と連携を図ることができる組織が地区内に存在しないので農業者組織の発足を検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、農業者が適切なサービスを活用できるようにすることで、遊休農地の解消・防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害に対して、適切な対策を講じ、被害の減少を図る。

⑦耕作放棄地を解消してくれる担い手の確保に努めるとともに、耕作に適さない農地の保全・管理が行える仕組みづくりや、事業体の情報収集に取り組む。これを実現させるためにも地区内に農業者組織が必要であるため、組織発足を図る。

⑩農地の追加及び除外をする等の際、地権者と耕作者間で協議し、お互いに合意したうえで決定をする。なお、決定事項は、回覧等で事後報告をすることとする。

⑩年1回の地域計画の見直しについて、事前の申し出等により修正された地域計画変更案等を公表し、公表したことを回覧等で周知し意見を募る形式とする。

⑩今後行われる地域計画(案)の地元確認は、回覧等で意見を募る形式とすることも可能とする。